限定承認公告

本籍秋田県能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱一八二番地一、最後の住所秋田県潟上市天王字追分西三番地三〇　被相続人　亡　清水　力

右被相続人は平成二十一年十一月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年一月十七日秋田家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十五日

秋田県能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱二〇一番地一　相続財産管理人　清水　千代

無縁墳墓等改葬公告

墓地廃止のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十三年二月二十五日

一、墳墓等所在地　三重県伊勢市宇治浦田三丁目七八一番二

一、墳墓等の名称　伊勢カトリック教会墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　①本籍不詳　前村きく・西井志づゑ・長尾茂雄・長尾幸子・吉崎ゑい・辻村政五郎・辻村まつ・辻村二三恵・田中芳・上畑進・永井よし・大島わかゑ・西川志津・川端てふ・楠木みな・東島ヨシ・堀ラヱ、②墓地使用者　坂井需・東出完士・吉崎操・奥村芳男

一、改葬を行おうとする者　京都市中京区河原町通三条上ル下丸屋町四二三番地　カトリック京都司教区　代表　大塚　喜直　伊勢カトリック教会

千葉県住宅供給公社公告第一号

本公社において、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第一項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

一　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称

千葉県住宅供給公社

二　事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）別表に掲げる県営住宅のうち一般県営住宅及びその共同施設

三　事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

千葉県県営住宅設置管理条例第三十三条の十四第一項各号に掲げる権限を行うこと。

四　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十三年四月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

平成二十三年二月二十五日

千葉市中央区栄町一番一六号

千葉県住宅供給公社

理事長　三富　信恵

任意清算公告

当法人は、平成二十二年十一月十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年二月二十五日

東京都豊島区北大塚一丁目一六番六号大塚ビル二〇五　司法書士法人アイライフ

清算人　鈴木　法克

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成二十三年一月十九日静岡地方裁判所浜松支部にて清算人選任決定がなされましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十五日

浜松市南区石原町一〇〇番地

幹工業有限会社

清算人　弁護士　伊藤　祐尚

連絡先　浜松市中区板屋町五二二番地ＭＹビル四階佐々木法律事務所

所在不明株主の株式の売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を売却することとしたので、これに対し異議のある株主、その他の利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年二月二十五日

東京都中央区東日本橋二丁目七番一号

日中平和観光株式会社

代表取締役　守屋　卓

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の数	株券の番号
株式会社ケーセン　東京都新宿区若葉町一―一三	五〇〇株	甲Ｄ〇〇一七
大坪　隆平　東京都世田谷区中町五―二九―一一―五〇三	一〇〇株	甲Ｂ〇一八三
渡辺　立樹　神奈川県鎌倉市二階堂七七三―五	一〇〇株	甲Ｂ〇二〇三

社　債　償　還　公　告

当社社債平成23年３月定時償還の当せん番号は下記の通りであります。　平成23年２月25日

東京港埠頭株式会社（東京港埠頭公社債券）

回	期日	償還額	10万円券	100万円券	1000万円券
26	3／28	2,440万円	84～87	103・108～110	25・30

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年２月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ナショナル物産株式会社　②東京都知事(3)3775　③代表取締役　堤明義　④東京都立川市錦町６丁目25番20号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都立川市錦町６丁目25番20号　ナショナル物産株式会社　代表取締役　堤明義

①有限会社エムエムインベストメント　②東京都知事(1)86128　③取締役　横山公一　④東京都渋谷区神宮前三丁目２番19号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区神宮前三丁目２番19号　有限会社エムエムインベストメント　取締役　横山公一

①西東京観光株式会社　②東京都知事(1)89343　③代表取締役　石坂秋男　④東京都調布市国領町１―40―８　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都調布市国領町１―40―８　西東京観光株式会社　代表取締役　石坂秋男